

【農林水産委員会】

(1) 審議概観

第153回国会において、本委員会に付託された法律案及び請願はなかった。

なお、野菜等3品目に係る一般セーフガード確定措置の発動に関する決議を行った。

農林水産

〔決議〕

本委員会は、10月25日、政府に対し、ねぎ、生しいたけ及び畳表の3品目について、日中間の話し合いによる解決に努めるとともに、一般セーフガード暫定措置の期限である11月8日までに中国との間に協議が整わない場合、速やかに確定措置を発動すべきことを求める野菜等3品目に係る一般セーフガード確定措置の発動に関する決議を行った。

その後、日中間の話し合いによる解決が進展しない中で、確定措置への移行が行われず、セーフガードの空白期間が続く事態となったことから、12月6日、上記の決議を踏まえ、政府に対し、直ちに確定措置を発動した上で日中間の話し合いを続けることを求める野菜等3品目に係る一般セーフガード確定措置の早期発動に関する申入れを行った。

〔国政調査等〕

第152回国会閉会後においては、9月10日、農林水産省が「千葉県で牛海綿状脳症（BSE）の疑いがある牛1頭を発見」と発表したことから、同月20日、牛海綿状脳症に関する件を議題とし、質疑を行った。

この中で、世界におけるBSEの発生状況、我が国のBSEの侵入及び発生防止のための措置の状況、肉骨粉の輸出入実績に関する日英の統計の違いとその解明の必要性、BSE疑似患畜の確認の経緯及び政府の対応、疑似患畜牛が肉骨粉に加工された経緯とその責任の所在、初期対応の齟齬の原因と食の安全に対する政府の姿勢、BSEに関する積極的な情報公開、今後のBSE発生の予測と対策に当たっての基本方針、生産者及び関係業者への影響及び風評被害に対する対策、と畜場での30か月齢以上の牛を全頭調査するための早急な体制整備、BSEの検査方法の改善、肉骨粉の輸入禁止及び飼料への使用の是非、追跡調査システムの構築の必要性、農林水産省と厚生労働省の連携の強化等が取り上げられた。

第153回国会においては、まず、10月11日及び12日の2日間、牛海綿状脳症問題の実情調査のため、東京都、千葉県及び茨城県に委員派遣を行った。

同月25日、派遣委員の報告を聴取するとともに、牛海綿状脳症問題に関する件を議題とし、参考人国際獣疫事務局アジア太平洋地域事務所特別顧問小沢義博君、那須野農業協同組合肥育牛部会部長木下政夫君、全国消費者団体連絡会事務局長日和佐信子君及び全国食肉事業協同組合連合会会长福岡伊三夫君から意見を聴取した後、各参考人に対し質疑を行った。

この中で、我が国で行われている食肉解体方法の安全性と諸外国の改善状況、BSE撲滅のために必要な監視と検査体制の確立、BSEが他の動物に感染する可能性、特定危険部位以外の安全性、食肉処理場におけるBSEに対応した施設の改善、全頭検査導入に伴う出荷繰延べによる影響の見通し、BSE発生に伴う焼却処理の現状と施設整備の方向、

英國における肉骨粉の焼却処理の状況、BSE清浄国に復帰するために必要な対策、BSEの感染源・感染経路特定のために必要な調査、食品行政分野における情報公開の在り方、農林水産省と厚生労働省の一元化とチェック機能、グローバリゼーションに対応した我が国の動物検疫体制の改善点、政府が講じたBSE対策の評価、BSE発生を契機とした畜産の在り方自体の見直しの必要性、国民の健康と食品の安全性を主眼とした食品衛生法改正の必要性、小売り段階から追跡可能な牛の個体識別システムの必要性、BSE発生後の生産者の生産意欲、感染牛が発見された群における感染確率等の質疑を行った。

同月30日、農林水産に関する調査を行い、牛海綿状脳症問題に関して、BSEの感染経路究明及び輸入肉骨粉のチェック体制の改善、背割り等食肉処理方法等の見直し、BSE二次検査を変更した理由と検査の迅速化、農林水産・厚生労働両省が2系統で実施しているBSE検査の一体化、全頭検査前に出荷された牛肉の市場隔離と最終処分方法、肉骨粉の円滑処理のための対策、肉骨粉の牛用飼料への混入防止のための監視体制の確立、飼料の輸入依存体质の転換のための対策、食品の安全性確保のための行政の在り方、予防原則に基づいた食品安全対策の必要性、価格下落に対する酪農家の支援等について質疑を行った。

その他、ねぎ等3品目のセーフガード暫定措置終了までに日中協議が整わない場合の対応、「意欲と能力のある経営体」の育成対策とその他の農家の役割、米政策の総合的な見直しに関する今後の検討方向、農山漁村の社会基盤整備の展開方向、「森林・林業基本計画」による森林整備への国民の理解、桜島火山活動に伴う防災対策、川辺川ダム建設に伴う漁業補償問題等について質疑を行った。

11月22日、第4回WTO閣僚会議に関する件、セーフガードに関する日中閣僚会談等に関する件及び牛海綿状脳症問題に関する件について武部農林水産大臣から、牛海綿状脳症問題に関する件について舛屋厚生労働副大臣からそれぞれ報告を聴取した。

また、同月27日、平成14年産米の政府買入価格に関する件について野間農林水産副大臣から説明を聴取した後、農林水産に関する調査を議題とし、質疑を行った。

その中で、平成14年産米の生産者価格に関して、生産者の努力が報われる米の政府買入価格算定方式の検討、政府買入価格が自主流通米価格に与える影響等について、米政策の総合的な見直しに関して、稲作経営の安定に必要な米価水準の在り方、米価下落がもたらす主業的稲作農家への対策、生産調整における生産・流通段階での公平性の確保、稲作経営安定対策の補てん基準価格固定化措置を見直す理由、生産調整方式を面積から数量管理にする理由、稲作経営安定対策の見直しと副業的農家の位置付け、見直し後の備蓄水準の再検討の必要性、生産調整の数量管理の実効性と生産者間の公平性の担保、計画流通制度に代わる安定供給体制の考え方等について、牛海綿状脳症問題に関して、2頭目のBSE感染牛発生と政府の対応、BSE感染牛に給与された飼料の追跡状況、へい死牛等の検査の強化及び地域の実情に即した焼却処理対策、牛肉の安全性についての効果的なPRの必要性、肉骨粉等を給与された牛を焼却処分する理由、BSEについての正しい知識の普及と風評被害に対する厳密な対処、BSEの終息見通し、食品行政の見直しの必要性、今後のレンダリング産業の位置付け、BSEの発生と行政の責任の明確化、乳廃牛の価格下落による経営悪化に対する対策、イタリア、デンマークからの肉骨粉の輸入急増の理由、肉骨粉のセメント処理の可能性等について質疑を行った。

その他、第4回WTO閣僚会議の結果と友好国に対する今後の対応、セーフガード暫定措置期間終了後の日本政府の対応、ござ輸入急増と偽装ござの監視強化、北方四島周辺水域におけるさんま漁をめぐる日露・日韓協議の進捗状況、川辺川ダム建設に伴う球磨川漁業協同組合執行部に関する調査要請等の質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成13年9月20日（木）（第152回国会閉会後第1回）

- 政府参考人の出席を求める 것을 결정했다.
- 牛海綿状脳症問題に関する件について武部農林水産大臣及び舛屋厚生労働副大臣から報告を聴いた後、武部農林水産大臣、遠藤農林水産副大臣、舛屋厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成13年10月9日（火）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 農林水産に関する調査を行うことを決定した。
- 委員派遣を行うことを決定した。

○平成13年10月25日（木）（第2回）

- 野菜等3品目に係る一般セーフガード確定措置の発動に関する決議を行った。
- 参考人の出席を求める 것을 결정했다.
- 派遣委員から報告を聴いた。
- 牛海綿状脳症問題に関する件について参考人国際獣疫事務局アジア太平洋地域事務所特別顧問小沢義博君、那須野農業協同組合肥育牛部会部会長木下政夫君、全国消費者団体連絡会事務局長日和佐信子君及び全国食肉事業協同組合連合会会长福岡伊三夫君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成13年10月30日（火）（第3回）

- 政府参考人の出席を求める 것을 결정했다.
- 牛海綿状脳症問題に関する件、ねぎ等3品目のセーフガード暫定措置終了後の対応に関する件、「意欲と能力のある経営体」の育成に関する件、米政策の総合的な見直しに関する件、農山漁村の社会基盤整備に関する件、森林・林業基本計画による森林整備に関する件、桜島火山活動に伴う防災対策に関する件、川辺川ダム漁業補償問題に関する件等について武部農林水産大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成13年11月22日（木）（第4回）

- 第4回WTO閣僚会議に関する件、セーフガードに関する日中閣僚会談等に関する件及び牛海綿状脳症問題に関する件について武部農林水産大臣から報告を聴き、牛海綿状脳症問題に関する件について舛屋厚生労働副大臣から報告を聴いた。

○平成13年11月27日（火）（第5回）

- 政府参考人の出席を求める 것을 결정했다.

- 平成14年産米の政府買入価格に関する件について野間農林水産副大臣から説明を聴いた。
- 平成14年産米の政府買入価格に関する件、米政策の総合的な見直しに関する件、牛海綿状脳症問題に関する件、第4回WTO閣僚会議に関する件、ねぎ等3品目のセーフガード措置に関する件、北方四島周辺水域のさんま漁をめぐる日露・日韓協議に関する件等について武部農林水産大臣、大島経済産業副大臣、遠藤農林水産副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成13年12月6日(木)(第6回)

- 野菜等3品目に係る一般セーフガード確定措置の早期発動について武部農林水産大臣、植竹外務副大臣、尾辻財務副大臣及び大島経済産業副大臣に対し申入れを行った。
- 農林水産に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 委員会決議

——野菜等3品目に係る一般セーフガード確定措置の発動に関する決議——

本委員会は、去る3月29日、ねぎ、生しいたけ及び畳表の3品目について、一般セーフガード発動に向けた政府調査の終了を待つては、国内産地の崩壊を招きかねないと判断から、暫定措置を速やかに発動するよう決議を行ったところである。

その後、政府は、当該3品目について、4月23日より、一般セーフガード暫定措置を発動し、生産者を始め関係者とともに国際競争にも耐え得る体質の強い国内産地体制の確立を図るため、平成13年度から4年間の構造改革を実施すべく、その体制づくりに着手している。

生産者が安心して農業生産に取組み、消費者にとって安全で良質な国産品が供給されるようになるためには、秩序ある輸入体制を確立することが不可欠である。

政府は、早急に政府調査結果を公表し、日中間の話し合いによる解決に努めるとともに、暫定措置の期限である11月8日までに中国との間に協議が整わない場合、WTO協定のルールに則り暫定措置期間終了後、速やかに本措置の発動を行うべきである。

右決議する。